岐阜県手数料徴収条例　岐阜県建築基準法施行細則第４条　確認申請等

確認申請手数料等の減免

岐阜県建築基準法施行細則第４条第１項の扱いは、次による。

①　災害により滅失した住宅をり災後６月以内に建築する場合には、原則として、確認申請手数料を１／２に減額する。この場合、当該対象住宅の所在する市町村長の発行するり災証明又は被災証明を手数料減免申請書に添付するとともに、当該住宅に係る法第１５条第３項の規定による報告を行うことが必要である。

②　①のほか、当該災害が災害救助法の適用を受けるものであり、災害により滅失した住宅が災害救助法の適用を受けた地域にあるものにあっては、建築確認申請手数料の減額の程度（免除の場合を含む。）及び建築確認申請手数料の減額又は免除の扱いを受けることができる期間（災害により滅失した住宅をり災後に建築する場合の期間）は、り災の状況を考慮して手数料徴収者が個別に定める。